

**静岡県告示第837号**

静岡県税賦課徴収条例（昭和47年静岡県条例第8号）第9条第1項の規定により、令和2年静岡県告示第625号（令和2年7月豪雨に係る県税の申告、納付等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和2年7月4日から令和3年1月31日までの間に到来するものについて、令和3年2月1日とする。

令和2年12月25日

静岡県知事 川 勝 平 太